

(資料1) 環境活動助成の選考基準

番号	環境活動助成の選考基準
(1)	<p>対象団体</p> <p>募集開始時において神奈川・静岡・山梨県内で環境保全に関する活動・事業を継続して行っている民間団体<sup>1</sup>を対象とします。ただし、以下に該当する場合は対象外となります。</p> <p>① 営利を目的とする<sup>2</sup>ものや個人の活動、政治・宗教の活動</p> <p>② 募集年度において既にユーコープの他の財政支援を受けている場合</p>
(2)	<p>対象活動</p> <p>2015年度3月21日～2016年度3月20日までの期間で実施の環境活動</p>
(3)	<p>助成金額</p> <p>1団体5万円(千円単位)を上限とします。</p>
(4)	<p>審査の基準</p> <p>審査は次のような基準に基づき、総合的に判断します。</p> <p>① 自然や環境を保全する活動</p> <p>② 地域や社会に貢献する活動</p> <p>③ 継続性のある活動</p> <p>④ 予算の適正に計上された活動</p>
(5)	<p>助成の決定</p> <p>助成申請書および添付資料を審査し、助成対象団体と助成金額を決定します。</p>
(6)	<p>助成の対象とならない経費</p> <p>① 人件費</p> <p>② 外部委託費、寄付金、支払手数料<sup>3</sup></p> <p>③ 飲食費や個人の所有・消費に寄与する支出</p>

<sup>1</sup> 団体の定款、規約、会則等で団体の活動目的について環境に関わる活動や事業を掲げ継続してその内容を実施している民間の団体

<sup>2</sup> 団体の趣旨に賛同して組織運営に関わる構成員(例えば役員や会員)に団体の事業活動で発生した利益を分配している場合を営利目的とします。そのため営利事業(物品販売やサービス等)を行っていても、利益を分配せず団体の運営に使用して環境活動をすすめている場合は助成の対象団体になります。

<sup>3</sup> 助成申請の団体が自ら活動した事業に対して支援をする考えのため、事業の主要な運営を外部委託することなどで発生する経費は対象外としています。